

指定居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 2375600257号)

事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

1	事業者	1
2	事業所の概要	2
3	事業実施地域及び営業時間	2
4	職員の体制	2
5	事業所が提供するサービスと利用料金	3
6	サービスの利用に関する留意事項	5
7	苦情の受付について	5
8	虐待防止のための措置	6

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 蟹江町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 海部郡蟹江町大字西之森字海山 326 番地 3
- (3) 電話番号 0567-96-2940
- (4) 代表者氏名 会長 飯田 数義
- (5) 設立年月 昭和54年 3月

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所 平成11年 9月28日
愛知県指定 2375600257号
- (2) 事業の目的 要介護状態にある高齢者に適正な在宅介護支援を提供する。
- (3) 事業所の名称 蟹江町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 海部郡蟹江町大字西之森字海山326番地 3
- (5) 電話番号 0567-96-3736
- (6) 管理者 主任介護支援専門員 黒田 丈夫
- (7) 事業所の運営方針 要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
利用者の意向を尊重し、多様な事業所から総合的で効率的なサービスを提供し、特定の事業所に偏ることのないように公正中立に行う。
事業所の実施に当たっては、関係市町村並びに他の保険、医療福祉サービス提供主体との連携に努める。
- (8) 開設年月 平成12年 4月 1日

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 蟹江町内
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く）
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

4 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算後の人員	事業所の指定基準	保有資格の内容
		専従	兼務	専従	兼務			
管 理 者	1		1			1	1 名	主任介護支援専門員
介護支援専門員	1	1				1	1 以上	介護支援専門員
その他の職員								

5 事業所が提供するサービスと利用料金

事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

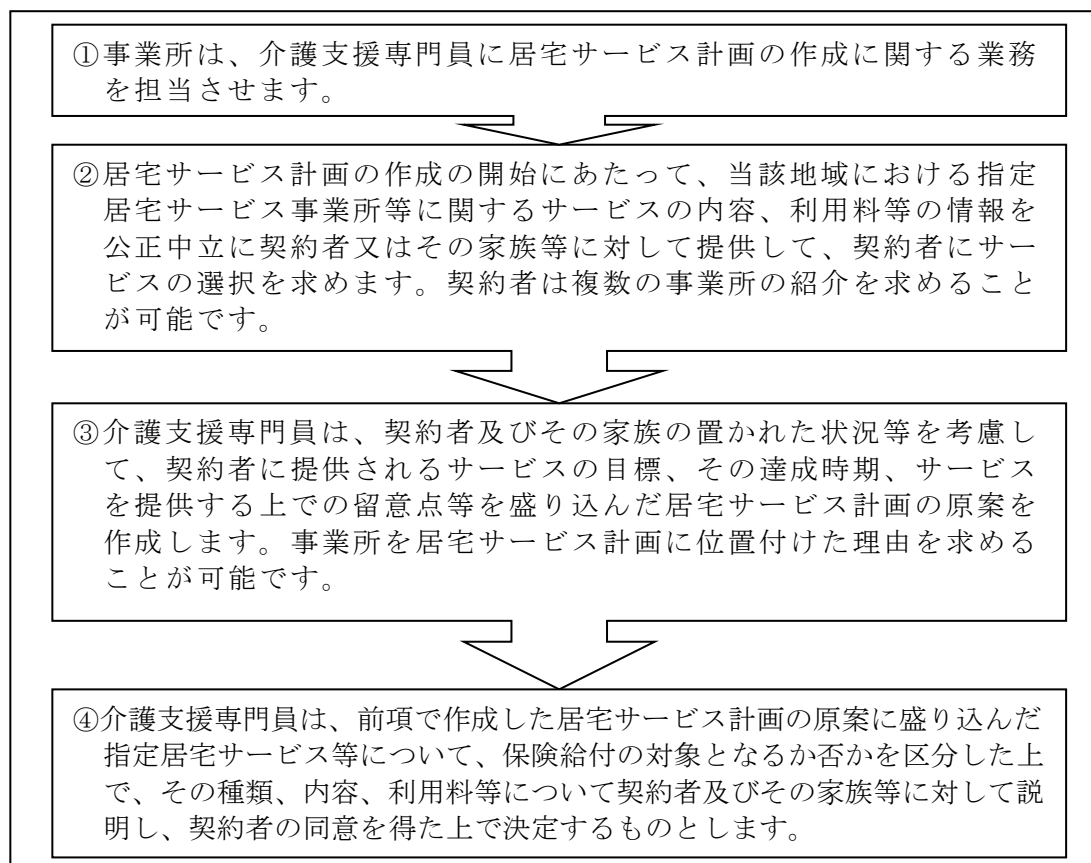
<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。

ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更

が必要と判断した場合は、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費 I 11,316 円	居宅介護支援費 I 14,702 円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費 II 5,668 円	居宅介護支援費 II 7,335 円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 III 3,396 円	居宅介護支援費 III 4,397 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は 0/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,084 円を減額することとなります。

※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40 件目以上になった場合に居宅介護支援費 II 又は III を算定します。

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,126 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 I	2,605 円	入院日した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合 (I)
	入院時情報連携加算 II	2,084 円	入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合 (II)

退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,689円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,252円	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,252円	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,815円	
退院・退所加算(Ⅲ)	9,378円	
通院時情報連携加算	521円	1月につき
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円	在宅で死亡した終末期の利用者に対し意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し居宅介護支援を提供した場合

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供等を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定いたします。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮致します。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

● 苦情受付窓口（担当者）

[職名] 主任介護支援専門員 黒田 丈夫

● 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

● 電話番号 0567-96-3736

(2) 行政機関その他苦情受付機関

蟹江町役場 介護福祉課	所在地 海部郡蟹江町学戸3丁目1番地 電話番号・0567-95-1111 Fax・0567-95-9188 受付時間・毎週月曜日～金曜日 午前8時30分より午後5時15分
国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目6の5 電話番号・052-971-4165 Fax・052-962-8870 受付時間・毎週月曜日～金曜日 午前9時00分より午後5時30分
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 名古屋市東区白壁一丁目50番地（愛知県社会福祉会館内） 電話番号・052-212-5515 Fax・052-212-5514 受付時間・毎週月曜日～金曜日 午前9時00分より午後5時15分

8 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 蟹江町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者住所 _____

氏 名 _____ 印

* この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。